

国立大学法人金沢大学ハラスメント防止等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人金沢大学（以下「本学」という。）の構成員等の就労・就学及び教育研究（以下「就労・就学等」という。）に関する権利及び人権を保障することを目的として、本学におけるハラスメントの発生を防止するための措置並びにハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 構成員等 教職員、委託契約職員、学生・生徒等、本学で就労・就学するすべての者をいう。
- (2) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント及びその他のハラスメントをいう。
 - イ セクシュアル・ハラスメントとは、一定の就労・就学の関係にある本学の構成員等が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、就労・就学上の不利益・損害を受けること、又は就労・就学上の環境を害されることをいう。
 - ロ その他のハラスメントとは、一定の就労・就学の関係にある本学の構成員等が、相手の意に反する要求や圧力等を与え不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、就労・就学上の不利益・損害を受けること、又は就労・就学上の環境を害されることをいう。

(学長、総務・人事担当理事及び部局長の責務)

第3条 学長は、本学におけるハラスメントの防止等に関し総括する。

- 2 総務・人事担当理事は、学長を補佐するとともにハラスメントの防止等に努める。
- 3 部局長は、当該部局におけるハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(構成員等の責務)

第4条 構成員等は、本学のハラスメントの防止・対策に関する指針（以下「指針」という。）に従い、ハラスメントを行ってはならない。

(防止委員会)

第5条 本学に、ハラスメントの防止等を適切に実施するため、金沢大学ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

- 2 防止委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) ハラスメントの防止等に関する基本的事項
 - (2) ハラスメントの具体的事案への対応に関する重要事項
 - (3) その他委員長が必要と認めた事項
- 3 防止委員会は、前項第1号及び第3号の事項に関し、具体策を講じる必要がある場合は、第10条に規定する相談員会議に検討を依頼することができる。
- 4 防止委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 総務・人事担当理事
 - (2) 各学部長
 - (3) 医学系研究科長、社会環境科学研究科長、自然科学研究科長及び法務研究科長
 - (4) がん研究所長

- (5) 医学部附属病院長
 - (6) 大学教育開放センター長，学際科学実験センター長，総合メディア基盤センター長，共同研究センター長，留学生センター長，外国語教育研究センター長，自然計測応用研究センター長，大学教育開発・支援センター長及び保健管理センター所長のうちから代表者 1人
 - (7) 共通教育機構長
 - (8) 総務部長
 - (9) 第6条に規定する総括相談員
- 5 防止委員会に委員長を置き，総務・人事担当理事をもって充てる。
 - 6 委員長は，防止委員会の会議を招集し，その議長となる。
 - 7 防止委員会に副委員長を置き，第4項第2号から第7号の委員のうち，委員長があらかじめ指名する委員をもって充てる。
 - 8 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を行う。
 - 9 防止委員会の会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 10 防止委員会は，必要があると認めたときは，委員以外の者を会議に出席させ，意見を聴くことができる。

(相談窓口)

第6条 本学に，構成員等及びその関係者からのハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため，金沢大学ハラスメント相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置き，総括相談員，副総括相談員及び相談員を配置する。

- 2 総括相談員は，本学の教授のうちから総務・人事担当理事が指名する者とする。
- 3 副総括相談員は，第5項の相談員のうちから総括相談員が指名する者若干人とする。
- 4 副総括相談員は，総括相談員を補佐し，総括相談員に事故があるときは，総括相談員があらかじめ指名する副総括相談員がその職務を行う。
- 5 相談員は，次に掲げる者とする。
 - (1) 法学部，経済学部，理学部，薬学部，医学系研究科，社会環境科学研究科，自然科学研究科，法務研究科，がん研究所及び医学部附属病院から選出された教員 各1人
 - (2) 文学部，教育学部，医学部，工学部及び教育学部附属学校から選出された教員 各2人
 - (3) 留学生センター及び保健管理センターから選出された教員 各1人
 - (4) 文学部・法学部・経済学部事務部，理学部事務部，工学部事務部，病院部事務部及び情報部事務部から選出された事務職員 各1人
 - (5) 教育学部事務部，医学系研究科・医学部事務部，薬学部・がん研究所事務部及び事務局（病院部及び情報部を除く。）から選出された事務職員（第8号に掲げる者を除く。） 各2人
 - (6) 医学部附属病院の中央診療施設等及び薬剤部のうちから選出された技術職員 1人
 - (7) 医学部附属病院の看護部から選出された技術職員 2人
 - (8) 人事課長及び学生支援課長
 - (9) その他総務・人事担当理事が指名する者 若干人
- 6 総括相談員及び相談員（前項第8号の相談員を除く。）の任期は2年とし，再任を妨げない。
- 7 前項の総括相談員及び相談員に欠員が生じた場合の補欠の総括相談員及び相談員の任期は，前任者の残任期間とする。
- 8 総括相談員及び相談員は，総務・人事担当理事が委嘱する。

(苦情相談及び処理)

第7条 相談員は，指針に十分留意して問題への対応に当たる。

- 2 相談員は、相談窓口を通じて苦情相談があった場合は、総括相談員にその旨報告しなければならない。
- 3 総括相談員は、相談員からの報告を受けた場合は、副総括相談員とともにその対応について検討し、必要な措置を講じるものとする。
- 4 総括相談員は、前項の検討の結果、調査を行う必要があると認めた場合は、事案の概要を総務・人事担当理事に報告するとともに、次条に定める調査を行うものとする。この場合、必要に応じ、関係部局長に連絡するとともに協力を要請することができる。
- 5 総括相談員は、前項の調査と並行し、第9条に定める調停を行うことができる。

(調査)

第8条 総括相談員は、調査を行う必要が生じた場合は、調査委員会を設置し、相談内容の事実関係を把握するために必要な調査を行う。

- 2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 総括相談員
- (2) 総括相談員が指名する相談員 若干人
- (3) 人事課職員
- (4) その他総括相談員が必要と認めた者

- 3 委員会に委員長を置き、総括相談員をもって充てる。

- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

- 5 総括相談員は、調査結果を速やかに総務・人事担当理事に報告するものとする。

(調停)

第9条 総括相談員は、調停を行う場合は、当該調停を行う相談員を指名する。

- 2 前項の規定による指名を受けた相談員は、当該調停の終了後、速やかに、総括相談員に結果を報告するものとする。

- 3 総括相談員は、前項の規定による報告を受けた後、速やかに、その内容を総務・人事担当理事に報告するものとする。この場合、必要に応じ関係部局長に報告するものとする。

(相談員会議)

第10条 総括相談員は、次に掲げる事項を検討するため相談員による会議（以下「相談員会議」という。）を開くことができる。

- (1) ハラスメントの防止等の具体策に関する事項
- (2) その他総括相談員が必要と認めた事項

- 2 相談員会議は、第6条第5項各号の相談員をもって構成する。

- 3 総括相談員は、相談員会議における検討結果を総務・人事担当理事及び第5条に定める防止委員会に報告するものとする。

(ハラスメントの行為に対する措置等)

第11条 総務・人事担当理事は、ハラスメントの具体的事案に関し総括相談員から報告を受けた事項について、必要があると認めた場合は防止委員会を開催し、処分又は就労上若しくは修学上の環境の改善等適切な措置を講ずるものとする。

- 2 総務・人事担当理事は、懲戒処分に係る審査を行う必要が生じた場合は、審査を行うこととする。

- 3 総務・人事担当理事は、前項の審査の結果について、学長に報告しなければならない。

- 4 総務・人事担当理事は、学生に係る懲戒処分の審査を行う必要が生じた場合は、教育担当理事に審

査を請求することとする。

(プライバシー等の保護及び守秘義務)

第12条 防止委員会委員及び相談員は、当事者のプライバシー、名誉その他の人権に配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 学長、総務・人事担当理事、部局長及びその他の関係職員は、苦情相談、調査、調停等において正当な対応をした職員、学生等及び関係者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(事務)

第14条 ハラスメントの防止等に関する事務は、関係部課の協力を得て、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

金沢大学におけるセクシュアルハラスメント防止に係るフローチャート

